

制裁の外在性¹⁾

—— Durkheim と Labeling theory ——

柳原佳子

はじめに——逸脱行動研究の動向

逸脱行動と呼ばれる一連の現象を研究する者にとって、常につきまとう問題は、いったいどのような行動を逸脱と規定するかという問題である。

逸脱規定そのものがプロブレマティックであるという意味で、この領域を研究する際には、研究者の姿勢ないしは「価値」前提が究極的には問われることになるわけだが、さしあたって重要なことは、研究者がいかなる姿勢でのぞめば、日常生活のうちに生起する社会的行動の一側面としての逸脱行動を、よりよく理解しうるのかという点に尽きるといってよい。

どのような行動が逸脱とみなされるのかという問題をめぐって、從来からさまざまな論議が行なわれてきた。それらをごく大ざっぱにフォローしてみるなら、まず有力な見解の一つとしては、生理学の「病理」概念からのアナロジーとして、生命の存続に有害な結果を引き起こす行動を逸脱とみなすという「病理学」的規定²⁾があり、もう一つの有力な立場としては、社会規範、とりわけ道徳を判断基準として、それからはずれた行動を逸脱とみなす「規範主義」ないしは「道徳

主義」的規定³⁾をあげることができよう。

これら二つの規定の方法は、機能主義者による一定の修正を経て、「病理」概念は、行動の機能障害を説明する逆機能の概念、および特定の行動が果たしうる潜在的機能の概念⁴⁾へと翻訳された。さらに「道徳主義」的規定からは、道徳・規範の相対性、多元的布置が認識されるようになるにつれて、それらの諸属性の分析を通じて、逸脱の社会的規定の相対性を追求しようとする動きが生まれる⁵⁾。

道徳・規範の相対性をよりラディカルに強調して「道徳主義」との妥協を排し、逸脱規定の焦点を、だれが規範をつくり、それをだれに対して執行するのかという具体的な人間の相互作用の場面に移行させたのが、近年、逸脱行動研究の主流を占めているレイブリング論⁶⁾である。逸脱判定の基準を、「病理」、「絶対的な道徳」あるいは「相対的な規範」に求めた從来の立場に対して、レイブリング論は、逸脱規定の本質を、行動の内在的属性よりもむしろ他者の反作用のうちに見出そうとする。

以上、逸脱規定をめぐる主要なアプローチの視点を大急ぎでたどってみた。要約すれば、逸脱の規定基準を、行動の「病理性」ないしは「絶対的道徳」、「規範」

1) 本稿は、第29回関西社会学会大会（1978年6月3～4日、佛教大学）で行なった口頭発表を補訂したものである。

2) この見地に立てば、生命のみならず精神や他者の所有物ならびに人格を脅かす行動もまた逸脱であるとみなされる。だがこうした判定基準は、特に人間の行動というものをそれが有害であるか否かを客観的に判断することが必ずしも可能でないこと、病理性というカテゴリーには含まれない逸脱行動が存在することなどから、便利ではあるが明確な基準であるとはいいがたい。

3) この規定のよりどころをより積極的に抽出するなら、J. D. ダグラスの言う「道徳的絶対主義」(moral absolutism)の仮定に結びつくと考えてもよいだろう。

J. D. Douglas, *American Social Order*, The Free Press, 1971, pp. 15-17.

4) R. K. Merton, *Social Theory and Social Structure*, The Free Press, (1949), 1957, Chapter 1.

また、これらの機能を明確には概念化していないが、早くからそれらに気づいていた先駆者としては、É. デュルケムがいる。たとえば、É. Durkheim, *Les règles de la méthode sociologique*, P. U. F., (1895), 19^e edition, 1977, pp. 64-74. ——以下、R. M. S. と略記する。

5) A. K. コーヘンや W. B. ミラーの「下位文化論」、マートンの「非同調的行動」と「脱線的行動」との区別などは、こうした文脈から生まれたものである。

A. K. Cohen, *Deviance and Control*, Prentice-Hall, 1966. W. B. Miller, "Lower Class Culture as a Generating Milieu of Gang Delinquency," J. S. I., 14 (1958). R. Cloward & L. Ohlin, *Delinquency and Opportunity*, The Free Press, 1961.

からの偏差といった行動の属性に求める立場から、他者が一定の行動を示した行為者に対してどのような反作用を提示するかという人間の活動の場面を重視する立場への移行である。

このような動向を基礎に、それでは現実にわれわれが逸脱行動の研究を進める際に、逸脱規定がなされる相互作用のレベルにのみ注目していればよいのか、それともそれらの相互作用プロセスを包括した社会の構造レベルに目を向けるべきなのかという戦略上の疑問が生じてくる。私自身の戦略としては、これら両視座をともに含んだ図式を作成していきたいというねらいがある。その手はじめとして本稿では、「病理学」的および「道徳主義」的アプローチの代表者とさえいわれてきたデュルケムと、ラディカル・アプローチと称されるレイブリング論とを対比してみることを通して、両者の相互補完性の契機を「サンクション⁷⁾の外在性」というテーマのうちに求めたい。

1. 独立変数としての制裁

1960年代後半から1970年代にかけて逸脱行動研究の分野に台頭してきたレイブリング論は、「逸脱者とみなされる者」と「みなす者」との相互作用の過程、いいかえれば、逸脱者という「ラベルを貼られる者」と「ラベルを貼る者」との相互作用のプロセスに分析の焦点を合わせる。そして從来の分析が、逸脱行動(=独立変数)の結果としてサンクション(=従属変数)を扱ってきたのに対し、レイブリング論は、サンクションが逸脱の原因(=独立変数)であるという見地に立って逸脱化過程を分析する。

- 6) レイブリング論の提唱者としては、H. S. ベッカー、D. マツァ、K. エリクソン、E. M. レマートらをあげることができる。
- Howard S. Becker, *Outsiders : Studies in the Sociology of Deviance*, The Free Press, 1963.
 Devid Matza, *Delinquency and Drift*, John Wiley, 1964. *Becoming Deviant*, Prentice-Hall, 1969.
 Kai T. Erikson, "Notes on the Sociology of Deviance," (in H. S. Becker (ed.), *The Other Side*, The Free Press 1964). *Wayward Puritans : A Study in the Sociology of Deviance*, John Wiley, 1966.
 Edwin M. Lemert, "Social Structure, Social Control, and Deviation," (in M. B. Clinard (ed.), *Anomie and Deviant Behavior*, The Free Press, 1963).
- 7) ここで「サンクション」という用語は、成文化されたフォーマルな規則から、慣習、モーレス等のインフォーマルな規則、個別の他者の反作用までを広く含むものとして用いている。
- 8) H. S. Becker, *op. cit.*, pp. 25-39.
 あるいはレマートの「第一次的逸脱」と「第二次的逸脱」の区分が、このプロセスを端的にあらわしている。(E. M. Lemert, *op. cit.*, pp. 82-83).
- 9) これら二つの状況の差異を生む要因としては、行為者の社会的・個人的属性、行為者と彼が行なった行動を目撃した観衆との関係、行動の性質、行動生起の時間的文脈、等々が考えられる。
- 10) 状況その他の条件を全く同質であると仮定し、行為者のみを入れ替えた場合にこのような差異が生じたとするなら、その差異は行為者と反作用との勢力関係の差異に由来するとみなされる。

勢 力 差	行為者>反作用者	行為者<反作用者
制 裁 の 程 度	0 ~ 小	大

サンクションに分析の起点を置くというパースペクティブには、当然サンクションに先行する何らかのパフォーマンスが前提とされているわけだが、そのことを認めた上で、後続の行動を決定的に方向づけるサンクションのあり方を問題にするわけである。初発の偶然の逸脱に対する社会的反作用の結果、逸脱者というラベルを貼られた行為者が、その否定的サンクションに対処する手段として、貼られたラベルに自己のアイデンティティを収斂させ、逸脱者としての自己イメージを強化していくプロセスが重視される⁸⁾。

一般に、逸脱行動といわゆる同調行動との間に明確な境界線を画することは困難であり、同じ行動が、ある状況においては逸脱とみなされながらも別の状況ではそうではないことがあるという事実⁹⁾、あるいは同じ行動ではあっても、ある人によって遂行された場合には、逸脱とされ、別の人人が行なったときには逸脱とはみなされないという事実¹⁰⁾がある。同じ行動がそれに伴う条件によって、さまざまに異なるサンクションを受ける可能性をもつとすれば、当該の行動そのものによってではなくて、その行動に対する第三者の反作用によって逸脱を定義せざるをえないことになる。なぜなら、行為者の主観的心理をあくまでも内在的に追求していくなら、その行きつくところは当該の行動の主観的正当性であり、すべてを理解することはすべてを許すこととなって、行動を判定する社会的基準はすべて無効となってしまうからである。

逸脱行動に限らず、人間の行動を説明しようとするときには、いくつかの方法論上の問題がつきまと。前述の「価値」前提という大きな問題を保留したとしても、ここで問われるのは、主観的アプローチと客観

的アプローチのいずれを採れば逸脱現象を鮮明に描写できるかということであり、それゆえ見方をかえれば、いかなる手続きを用いれば、説明の客觀性を保持しつつ、しかも行為者の主觀的な意味の世界にまで切り込めるかということであろう。

この問題を解決するためのヒントとして、レイブリング論は、サンクションを分析起点として、逸脱というラベル貼り (labeling) が行なわれるプロセスで、抽象的な規範を人々が具体的にどう解釈し、意味の再構成を行なうのかに注目せよと主張する。そしてデュルケムは、「われわれは、ある行為が犯罪的であるからそれを非難するのではなくて、われわれが非難するからこそ、それは犯罪なのである。」¹¹⁾といふ。

デュルケムの提言をもう少し詳しくみていく。『社会分業論』第一編第二章は、犯罪の定義に関する考察にあてられている。あらゆる犯罪に共通してみられる特性とは、それが「社会のあらゆる成員から普遍的に非難される行為」¹²⁾であるということであり、「同一類型の社会の健全な意識に見出せる感情を傷つける行為」¹³⁾であるということである。もちろん犯罪以外の行為によって傷つけられる集合感情も存在するから、非難の「普遍性」や健全な集合感情の侵害も、単にそれだけでは犯罪の定義を満足させるものではない。犯罪を定義しうる集合感情は、何らかの指標によって他の感情から区別される必要がある。そこでこの指標はある集合感情が独自に有する「強度」(intensité) と「明確性」(précision) に求められる。同一社会のメンバーに共通な信念と感情の総体を「集合意識」(la conscience collective ou commune) と呼ぶなら、犯罪とは、「普遍性」と「内的強度」と「明確性」とを有した「集合意識の冒瀆」として定義される¹⁴⁾。

他方、犯罪に対して社会の側が示す反応が刑罰である。それは組織的な反応であるという点では、個人的

復讐からは区別されるが、「激情的反作用」(reaction passionnelle)¹⁵⁾をその基本的性格として有するゆえに、個人的復讐と共に側面をもつ。従って刑罰とは、社会が犯罪者に対して行なう組織的・強制的な「復讐行為」(act de vengeance)¹⁶⁾であり、犯罪者は社会道德に対して行なった侵害について「贖罪」(expiation) しなければならない¹⁷⁾。

犯罪についてのデュルケムの理論と、レイブリング論の主張とでは、立論のレベルの相違はもとより、それぞれの「価値」に対する姿勢が異なるのは言うまでもない。けれどもそこに共通しているのは、逸脱（ないしは犯罪）は制裁発動の有無によって規定すべきであるという見解である。

2. デュルケムの「社会的拘束性」

(contrainte sociale)

犯罪は刑罰によって定義されるという彼の準則の基礎には、社会的事実が、個人に外在的で、かつ個人に対して強制力を行使するという認識がある¹⁸⁾。そしてこの社会的事実を決定的に特徴づけているのが「社会的拘束性」である。

デュルケムは「社会的拘束性」の概念を、一方では個人の抵抗が不可能であるような「物理的強制力」によって特徴づける¹⁹⁾。社会的事実を「もの」として扱おうとする彼の実証的方法は、社会的拘束性の外在的指標として、刑罰という反作用を結晶化した法律条文、宗教教義、あるいはそのように「固定した形をとらないで、しかも同様の客觀性と同様の個人に対する優勢とをもつ」ものであるところの「社会的潮流」(courants sociaux)²⁰⁾を計測する指標としての統計数値へと彼を導く²¹⁾。

他方、個人に外在する社会の拘束性を、個人はどうのように受けとめるのか。この問い合わせに対しては、デュルケムは実証主義を離れて理想主義的ともいえる提言を

11) É. Durkheim, *De la division du travail social*, P. U. F., (1893), 9^eéd., 1973, p. 48. 田原音和訳『社会分業論』青木書店, 1971, 82 頁。——以下、D. T. S. と略記する。

12) É. Durkheim, *ibid.*, p. 39, 75 頁。

13) É. Durkheim, *ibid.*, p. 39, 75 頁。

14) É. Durkheim, *ibid.*, pp. 46–47, 80–81 頁。

15) É. Durkheim, *ibid.*, p. 52, p. 64, 86 頁, 95 頁。

16) É. Durkheim, *ibid.*, p. 56, 88 頁。

17) このような組織性と強制性、激情性によって特徴づけられた社会の側の反作用としての刑罰は、さまざまの機能を有している。まず刑罰は、社会意識の「強度」をそのメンバーたちに誇示し、彼らにそれを確認させる。さらにそのことを通して、「社会的凝集」を維持し、社会連帯を確保する。このことを逆に言えば、犯罪は社会意識の有する連帶性と安全性の程度を試す機能を有する。(É. Durkheim, *ibid.*, pp. 76–77, 105–106 頁)。

18) É. Durkheim, R. M. S., p. 14.

19) É. Durkheim, *Le suicide, étude de sociologie*, P. U. F., (1897), 5^etirage : 1^etrimestre, 1976, pp. 348–349. 宮島喬訳『自殺論』中央公論社, 1968, 278 頁。

20) É. Durkheim, R. M. S., p. 6.

21) É. Durkheim, *Le suicide*, pp. 345–348, 274–278 頁。

行なう。すなわち「社会的拘束性」は、知的・道徳的な価値として個人に内在するという特徴をも有している²²⁾。「人は内省 (reflexion) によって、社会的存在が個人的存在よりも、どれほど豊かで複雑であり、どれほど永続的であるかを理解し、さらには、なぜ人が服従を要求されるのか、またなぜ愛着や尊敬の感情がいつも自己の心に植えつけられているのかについての明白な理由を啓示される。」²³⁾

社会的拘束性は、人間の願望の表出を規定し、限定するという意味で、個人に外在的であり、それは「義務」の概念に結びつくが、他方、個人が社会に対して自発的に愛着を抱き、自らすんで社会のもつ価値を内面化するという意味では、個人に内在的であり、それは「善」の概念に結びつく。

この一見矛盾するかにみえる個人と社会の結合の二元論は、しかし、いわゆる「道徳的個人主義」の確立²⁴⁾という彼の理想からしてみれば両立しうるものであり、近代社会成立期という時代的要請のもとでは、むしろ合致しなければならなかつたとさえいえるものであった。

3. デュルケムへの問題提起

以上、デュルケムの「社会的拘束性」の概念構成をみてきたが、そこからいくつかの疑問点が浮かび上がってくる。

(1) まず第1に、「拘束性」の概念そのものについてみると、「強制力」として「外在的」に課せられる「拘束性」という観点については経験的にも容易に理解できる。あるいは「拘束性」という用語を「社会的規範」と置きかえてもよい。だが「内省」によってその「拘束性」がすぐれた価値として認められ、自発的に受け入れられる²⁵⁾という点については問題が残る。

デュルケムの図式に従えば、社会は、個人に優越し

た権威をもって個人に命令をくだし、秩序を求めるという側面と、独自の魅力によって個人をひきつける側面とを有し、この二つの側面をつなぐ媒介として社会的拘束性が位置づけられている。さらに、個人は「道徳を理解する知性」(l'intelligence de la morale) によって、社会の命じる規則に対し、ただその権威ゆえに従うという受動的な服従にとどまることなく、自発的に規則を受容する²⁶⁾。

確かにこのように考えれば、個人と社会の対立は克服できる。個人と社会という分析レベルの区別とそれらの相互連関は、(文化というカテゴリーを一応保留して) ある程度まで明確になる。だが、それにしても、社会のもつ道徳的権威の拘束と魅力という二つの属性は、本来異なる次元の価値系列に含まれる従属変数であるはずだろう²⁷⁾。

ある社会的規範に、道徳的・知的連関が見出せないにもかかわらず、サンクションを通して服従を要求するというかたちで拘束が課せられるケースは現実には多い。逆に、個人が「知性」によって社会的規範を理解したとしても、彼がそれを自発的に欲するようになるという保証はなく、むしろそれを欲しなくなる場合さえも現実にはあるわけで、そこから社会的規範への異議申し立てが顕在化する可能性も生じてくるはずである。

拘束性が個人内在的に甘受されるという考え方の基盤は、あくまで認知的意識のレベルにとどまっていて、情動的要因にもとづく動機づけの観点からの裏づけ²⁸⁾、すなわち、道徳的権威に対する畏敬の念や愛着が、なぜ、どこから生じてくるのかという説明は、デュルケムからは得られない。さらにつけ加えるなら、知性によって把握された社会的規範が、個人に欲せられるか否か、内面化するに値するかどうかの個人の判定は、個人の置かれた存在的位置とも無関係ではないはずであろう²⁹⁾。

22) デュルケムによれば、ノルマルな拘束は、知的・道徳的な優越性にもとづく拘束であり、力 (fort) や富 (riche) による拘束は、暴力によってしか維持されないものであるから異常であるという。(R. M. S., p. 122).

23) É. Durkheim, R. M. S., p. 122.

24) Anthony Giddens (ed.), *Emile Durkheim : selected writings*, Cambridge Univ. Press, 1972, Introduction (pp. 1-48).

25) É. Durkheim, *L'éducation morale*, P. U. F., (1925) nouvelle édition, 1969, p. 112.

26) É. Durkheim, *ibid.*, pp. 177-178.

27) 作田啓一は、権威のもつ拘束と魅力という属性を区別するために、A. Beyet の「モラール」(morale) と「モラリテ」(moralité) の概念を利用して次のように述べている。

「モラリテは価値の制度化された状態であり、従って拘束力をもつが、この拘束がどの程度魅力があるかを定める規準は、分析的には社会体系の外側に位置するモラールである。」(作田啓一『価値の社会学』岩波書店 1972, p. 76)。

モラールの特殊ケースとしては、たとえば山上の垂訓の倫理がそうであり、それに従わなくても非難されることはないが、理想的な規準としては広く認められている。だが「他の頬をさし出す」といった文字通りの同調が日常生活で期待されるわけではなく、モラリテの見地からは、右の頬を打たれれば、相手に対してある限度内で復讐することが正当であり、義務でもあるだろう。

28) Cf. Talcott Parsons, *The Structure of Social Action*, The Free Press, (1937), 1967, pp. 387-388.

(2) 第2に、社会の成員に共通した信念や感情の総体であるところの「集合意識」を、デュルケムがどのようにとらえていたかという問題がある。

集合意識を固定化したものとしての法律規定、宗教教義等は、確かに集合意識の外在的指標としては確固たる「もの」として存在する。あるいは集合意識の潮流を、たとえば自殺に関する統計数値によって量的に把握するという手法もまた、その当時としては斬新な実証の方法ではあった。

だが、社会的事実が個人的事実から分離した独自の様式であることを強調し、社会的事実のあり方を示す客観的な外部指標として、制裁の確定的様式としての法律条文、あるいは自殺の道徳的意味を明示する宗教教義条項を重視するとき、それらの指標は、サンクションの構造を明らかにするものではあっても、制裁の構造に行行為者がどう対応するのかを問おうとすれば、制裁が行為のレベルから離れてそれ自体「もの」として遊離してしまう。個人が集合意識に出会うのは、抽象的な実体としてよりも、むしろ具体的な日常生活の諸場面においてであるはずである。個人を超越した権威をもって現われるのは具体的には何なのか。個人の行動に反作用するのは、社会そのもの、あるいは法律条文そのものではなくて、それらの存続、維持に関して責任をもち、それらの一部を代表する資格を有する具体的な人間ではないのか³⁰⁾。

(3) 第3の問題、これは第2の問題とも関連するが、制裁発動の客観性をめぐる問題である。

デュルケムによれば、刑罰の機能は、集合意識の全生命力を保たせて、社会的凝集性を確認、強化するばかりでなく、犯罪によって攪乱された集合意識を鎮静し、不安を除去することにある³¹⁾。

共通の信念や価値に向けられたあらゆる侵害は、それに対するあらゆる成員の「激情的反作用」を喚起す

るとデュルケムが言うとき、個人意識とは区別された、不可分な独自の (sui generis) 単位であるはずの集合意識の描写には、個人心理の観察から提供された事実が介入している。それゆえ、その結果として社会的凝集性に正機能する激情的反作用、ないし制裁を方向づける組織的な復讐の感情は、個人意識としてとらえよう、集合意識として語られようと、実質的には同じであるとみてよいだろう³²⁾。

では、刑罰のもう一つの機能、すなわち不安を除去するという機能に関してはどうか。社会の道徳意識が完全に保たれていることを証明して、一般成員の不安を鎮静するために、犯罪者は自らの犯した行動に関して社会に「贖罪」しなければならない。そこには犯罪という結果を何ものかに帰属させようという社会の願望ないし意図が働いている。原因と結果との連関を、それがもつ人間的意味あいにおいて説明しようとするとき、もし結果が重大な人間的意義を持っているなら、原因もそれと同じ程度の意義を持っているはずである。「原因は、結果と同類のものであり、それは結果を引きおこそうという一つの意図である。」³³⁾

人々の不安を取り除き、悪は罰せられ善は賞せられるという原則を徹底するために、あるできごとを引きおこした原因としての惡意を最もよく表象する行為者を指定し、彼を排除ないしは隔離するというメカニズムには、制裁者の、あるいは正常人とみなされている人々の意志が反映されている。その意志をさらにおし進めれば、制裁者側の要請によって、現実には存在しない惡意を創造し、それをだれかに帰属させるという操作を通して、受刑者選択に恣意性が生じる可能性さえあるだろう。たとえば歴史的に数多く見出せる統制機関あるいは群衆によるスケープ・ゴーティングの事例を想起すれば³⁴⁾、その可能性がいたるところに存在している事実に驚かざるをえない。

29) たとえば同一の社会的規範に対する諸個人の理解の程度が等しいとしても、その規範が各個人の存在条件（職業的地位、性別、年齢、人種、etc.）に従ってそれぞれ異なる意味ないし機能をもつとすれば、各人の反応はそれぞれ異なるであろう。

30) 法律条文や統計数値の上に客觀化された社会的事実に、個人的事実が作用していることは、もはや今日では常識レベルの問題になっているとさえ言えよう。⇒註38) 参照。

31) É. Durkheim, D. T. S., pp. 76-77, 105-106 頁。

32) しかし、被害者への同調から生じる集団成員の激情的反作用と、共通の価値、信念を侵害されたことから生じるそれとは、一応区別されてもよいだろう。

33) Henri Bergson, *Les deux sources de la morale et de la religion*, P. U. F., (1932), 200^e édition, 1973, p. 152. 平山高次訳『道德と宗教の二源泉』岩波書店, (1953), 1977, 176 頁。

「ただし、精神は科学的教育を受けると、こうした仕方で推理する習性を失うことは疑いない。しかしこうした推理の仕方は、自然なものであって、文明人のうちに根強く存在しており、対抗力が介入して来ない限り、いつでもあらわれる。」(Bergson, *ibid.*, p. 152, 176-177 頁)。

34) たとえば、16世紀をピークとする前後3～4世紀にわたっての残酷な魔女狩り旋風は、カトリックに対する異端者をシンボライズするための魔女捏造・虐殺の歴史であった。また東京震災の直後、社会主义者や在日朝鮮人がクーデターを企んでいるというデマの伝播によって、多くの朝鮮人が虐殺されたという例もある。

デュルケムの学説を詳細に後づけていけば、以上の問題点以外にも、疑問点は生じてくるだろうし、逆に彼自身からの解答を得られる部分もあるだろう。だが病んだ社会の道徳的再建を目指しつつ、近代社会の社會理想ともいべき「人格の崇拜」の実現を理念的に指向するとき、デュルケムの描くかくあるべき存在としての人間像は、今日のわれわれの見る現実の人間像と比較したとき、あまりにも観念的である。彼の図式では、個人は自律的な存在ではあっても従順な行為主体として社会に直接結びつけられて、現実に人間が活動する舞台については捨象されてしまう。

4. レイブリング論からの解答

現実の舞台の諸場面での演者たちの動きを、それではどうとらえればよいのかというもどかしさに対して、レイブリング論は部分的にではあれ、解決の糸口を与えてくれる。

(1) 第1の問題、「社会的拘束性」の概念に関しては、レイブリング論では、価値統合という前提ないしはダグラスの指摘する「道徳的絶対主義」という原則を設定しないから、道徳的権威を有する社会が、それ自身実体として具現することはありえない。社会的拘束性を個人が経験するのは、内的・道徳的連関によってではなく、具体的な他者を通してである。

さらに、もしも社会的規範の抽象的な意味に対して個人が同意したとしても、規範は具体的な状況のすべてを規定しうるほど完全なものではないこと、日常生活は、社会的ないしは道徳的規範だけでは記述しつくすことのできない「複雑で創発的な」(complex and emergent)世界であり、人間の行動は、状況関連的にその意味を再構成する未確定の余地を含んでいることを強調して³⁵⁾、現実の行動と規範との関連が有するプロセラマティックな性格を認識し、その説明に努力すべきであると主張する。人間は個々の新生状況のすべてに対応しうる一連の情報を、経験のなかから引き出しストックしておくこと、それらを個々の状況に応じて適用したり前もってプログラムしておくことは不可能に近い。それゆえ人間はそれぞれの状況に遭遇するたびに、他者との相互作用プロセスを介して、状況のも

つ意味とそれに対応するための行動のパターンとを再構成しなければならないのである。

(2) 従って、第2のサンクション主体の問題に関しても、行為者間の相互作用の過程にそって説明される。ある行為者の行動に対して、他の人々がいかなる意味を付与し、その行動をどのように評価するかを見ていこうとするわけである。その際の他者の評価、それにもとづく反作用は、やはり状況関連的に決定されるわけで、そのことを行為者側から見るなら、社会的反作用の様式は常に未知の部分を含んでいることになる。

分析の焦点としては、社会的反作用の偶然性によつてたまたま付与されたマイナスのサンクションの結果、逸脱者というラベルを貼られた行為者が、それに対する手段として逸脱者というラベル（社会的アイデンティティ）に同調して、逸脱行動を強化していく、常習的な逸脱者としての自己のアイデンティティを確立していくプロセスが重視される³⁶⁾。行為者のパフォーマンスがいかなるサンクションに出会うかは、個別の状況によって偶然性の含みを多分にもつが、サンクションが行使された後の行動パターンは必然的に決定される場合が多いこと、あるいは決定されざるをえないことになる。

(3) さて、第3の問題点に関しては、その答えは明解である。

逸脱とは、制裁者側が創り出すものであり、制裁者側の一定の必然性によって決定されるものであると明言し、アノミー論が主張してきた「構造的ストレイン」が人々を自動的・必然的に逸脱へ追いやるという図式を修正する。逸脱行動を考える場合には、行為者そのものよりも、むしろ社会の側の道徳構造にこそ問題があるという基本的姿勢をとる。そこで、人間を規制するのは同じく他の人間の行動であるという認識のもとに、行為主体と統制主体との間の政治的・経済的勢力(power)の差異に着目して³⁷⁾、逸脱規定に関する制裁者側の主觀性・偶然性が、制裁の客觀性・必然性に転化されるメカニズムをダイナミックに把握しようとするわけである。

従って、たとえば法律条文や統計数値の上に客觀化された「社会的事実」は、あくまでも有力な集団ないしは統制側の関心を実体化したものであって、そこには

35) J. D. Douglas, *op. cit.*, pp. 167-169.

36) ⇒註8) 参照。

37) ベッカーによれば、異なる規範や道徳の優先を決定するのは、結局は個人や集団の間の勢力関係である。勢力差は年令、性別、人種、階級等の差異から生じる。優勢な個人、集団は自らのルールを他の人々に提示し、彼らの受容意志の有無にかかわらず、ルールの遵守を強制する。かくして、若者はおとなにつくったルールに従うことを要求され、黒人は白人のルールに、女性は男性の、下層階級は中産階級のルールに従うことを期待されている。(H. Becker, *op. cit.*, pp. 17-18).

「個人的事実」が深く介入していることを実証的に示し、社会的事実の外在的指標を用いた客観的アプローチの限界を明示するとともに、外在的指標採用にあたっての研究者の政治的・イデオロギー的前提（いわゆる「背後仮説」）に対する反省を喚起する³⁸⁾。

5. レイブリング論への問題提起

以上、デュルケムの理論から引き出された問題点をレイブリング論の立場からとらえなおしてみたが、レイブリング論のアプローチそのもののうちにも、いくつかのあいまいさと欠点が含まれていることは否定できない。

たとえば、1) 逸脱化をささえる諸要因³⁹⁾とレイブリングの影響との関係が不明確であること、2) レイブリングの性格、すなわち、ラベルのさまざまなタイプの存在とその源泉、およびレイブリングの生じやすい条件についての特定化の不足、そしてさらに重大な欠点としては、3) サンクション側からの一方的のレイブリングという図式のもつ限界、つまりラベルを貼られる側の反応様式のうち、逸脱者としての役割を引き受け、逸脱者としての自我アイデンティティを確立していくプロセスにのみ焦点を合わせているという印象をぬぐい切れないこと、などがあげられる。

もちろん、これらの弱点を克服すべく、最近ではより広範な相互作用プロセスと解釈プロセスとを含む分析図式の作成が進められており、1) ラベルの性格

38) ベッカーは、マリファナ税法の形成過程を分析し、マリファナ使用という行動に対して、それを「有害な」行動として禁止するために「プロテスタンントの倫理観」、「プラグマティズムと功利主義」、「人道主義」といった一連の抽象的な価値を動員して、マリファナ使用禁止の正当性を主張した事実、およびマスコミを通じての大衆教化、審議過程における利害反映の事実を明らかにしている。(H. Becker, op. cit., pp. 135-146).

また、P. A. ロビィは、ニューヨーク州の売春禁止法の修正過程に影響を与えたさまざまな利害集団の活動を分析している。(Pamela A. Roby, "Politics and Criminal Law : Revision of the New York State Law on Prostitution," *Social Problems*, 17 (Summer, 1969).)

あるいはまた、逸脱の客観的データとして用いられる公官庁統計に関して見ても、それらの統計は統制者が一定の行動を逸脱と認定し、法的カテゴリーに分類して、所定の形式に従って、記録する作業から生まれたものである。こうした統計数字は、統制者の活動状況を客観化した量的データであり、そこには統制者の自由裁量が当然含まれる。

統計データ使用にあたっての留意点を示したものとして、たとえば、

Donald T. Dickson, "Bureaucracy and Morality : An Organizational Perspective on a Moral Crusade," *Social Problems*, 16 (Fall, 1968).

J. D. Douglas, *The Social Meanings of Suicide*, Prenticeton Univ. Press, 1967, pp. 163-231, Douglas, op. cit., pp. 79-132.

大村英昭、「統計調査の性格と問題」、西田春彦、新睦人(編)、『社会調査の理論と技法』(I) 川島書店 1976, pp. 161-177。

39) これらの諸要因としては、パフォーマーの個人的および社会的属性、違反した規則の種類、逸脱発覚の時期、等々があげられよう。

40) 類型化への努力として、日本では、たとえば、宝月誠、「社会生活における相互確認」、吉田民人(編)『社会学への招待 社会学』日本評論社 1978, pp. 174-191。

41) 取り扱う分析レベルの違いという点からの反証は可能である。だがレイブリング論が、単なるアプローチの手法にとどまらず独立した理論としての資格を獲得するためには、多段階の分析を遂行しなければならないということは言えるだろう。

——「全体的ラベル」、「部分的ラベル」、「ラベル付与なし」——。2) ラベルを貼られた人間に対する他者の反作用の様式——排除、回避、包摶、無関心を装う——。3) ラベルを貼られた人間のレイブリングに対する反作用の様式——ラベルの修復、隠蔽、自己ラベル化——、に関して、多元的な類型化への努力が急がれている⁴⁰⁾。

しかしながら、依然として残る課題は、デュルケムが問いかけてきた課題、人間の社会的絆の形成、発展はいかにして可能かという問題に、レイブリング論が逸脱行動研究を通してどう答えるかということであろう。このことは、パフォーマンス=サンクション連関の準拠枠としての、現実のよりマクロな社会の構造、および道徳構造を、そのペースペクティブのうちにどのように取り込むかという課題に結びつくし、逆に、レイブリング論が個人のパーソナリティ構造の分析にまで立ち入って、人間の社会的行動理解のためにどのような自我モデルを設定するかということにも結びつくはずである。

そこで、私自身への課題という意味をも含めて、レイブリング論が解決すべき課題について言及しておこう。

(1) まず第一に、社会のよりマクロな構造および抽象的な道徳構造をいかに視座のうちに取り込むかという課題である。さしあたってそれは、制裁のフォーマルな側面をどう扱うか、また法規範と具体的な相互作用の場面での「行動規則」との関連をどうつなぐか

という課題となってあらわれる⁴¹⁾。

逸脱をそれに対する社会的反作用によって定義する根拠として、制裁がいかなる仕方で行為者に課せられるかは実際にそれに遭遇してみなければわからないという、制裁の不確定性を強調するとき、ではそのような制裁の偶然性は何に由来するのか。あるできごとの原因に対して責任を負うべき制裁対象の選択および制裁様式の決定にあたっての制裁者側の恣意性、主観性に対して研究者の注意を促すなら、そのバイアスが客観的な必然性に転化されなければならない社会構造とはいがなるものなのか。ある人間のある行動にラベルを貼る他の人間の勢力、あるいは世論の代表者たりうる特定の人間の権威というとき、その勢力、権威とはいったい何か。それらもまた、逸脱者とみなされる者とサンクション主体との相互作用の過程からのみ意味が抽出されるのか、それともすでに与件として考慮の外にあるのか。

制裁の外在性のメカニズムを、行為者間の勢力差で説明するなら、あるいはまた、現代社会における制裁発動の偶然性を指摘するなら、その勢力差をささえる社会的な枠組についてのより一般化された分析道具が用意されなければならないし、偶然性によって支配される社会状況についての一応の把握が提示されなければならないまい⁴²⁾。

(2) 値値統合という前提、道徳的絶対主義に対抗して、レイブリング論が社会的相互作用の過程で創発的に形成される多様な規則の存在を重視するとき、それらの規則が相対的・多元的であることを指摘するにとどまるなら、すでに従来の非行下位文化モデルや機会

構造モデルが規範の相対性を論じている。規範と行動との関連をプロブレマティックなものとして見ると、スローガンを分析レベルで実行するためには、日常生活における人々の行動の「方法」を提供するルールというものが、その適用の過程で、事物化された社会的規律のもつ権威の構造に反映されたり、反対に規則が「制度化」されて「もの」としての固定的性質を賦与されていくプロセス、あるいはルールが徐々に変更されていくプロセスが、ダイナミックに描き出されなければならない。ラベルを貼られた行為者が、常に弱者として受動的にラベルに同調していくかどうかは、行為者側の属性以外に、相互作用に適用されるルールの性質にも依存するはずだからである。

また規則の創発的形成とひとことで言っても、そこには個々の人間の内部に存在している何らかのア・ブリオリな規律が作用することは当然予想されるわけで、そのア・ブリオリを研究者がどこまで「自然主義的姿勢」を維持して取り出せるかという問題、たとえば参与観察やドキュメント採用によって行為者の意味の世界を理解しようとするとき、研究者が自らの仮説を自覚しつつ、どこまで当該行為者に共感できるかという問題は、基本的な課題として提示され続けなければならないだろう。

(3) より精密な解釈パラダイムの導入という課題は、初発のパフォーマンス（逸脱と規定される契機となる行動）そのものについての再検討という課題を生む。

逸脱規定に先立って、(a), 制裁を受ける行動が現実に遂行されたかどうかという局面、(b), 他者がそのパ

42) 今日の社会状況を記述するために参考になるものとしては、

William Simon & John H. Gognon, "The Anomie of Affluence : A Post-Mertonian Conception," A. J. S. vol. 82, No. 2 (Sept., 1976), pp. 356-378.

サイモンとギャグノンは、アノミー論の立場から、デュルケム、マートンの論じたアノミーを「稀少性のアノミー」(anomie of scarcity)と名づけ、現代社会を「豊かさのアノミー」(anomie of affluence)として特徴づける。すなわち、稀少性の時代においては、責任倫理や生産倫理を前提として、抽象的な「成功」という観念が人間の能力や徳性を表象する至高の価値として位置づけられ、それは永遠に達成されることのない価値として「神秘化」(mystify)されていた。成功とは「長年の自己犠牲と儉約、無味乾燥の労働に対する正当化であり報酬であり慰労」であった。そこでは「相対的満足と相対的剥奪との間の緊張こそが、成功というもののもつ中核的な意味をなしていた。」だが現代の豊かな社会にあっては、成功は日常的なものとなり、人々を魅了する目標としての神秘性を失ってしまった。マートンが強調した文化的目標へのコミットメントと目標達成のための効果的手段の入手可能性との比重は現代では逆転する。手段の獲得は今日では「一定の」(certain)人々にとっては容易なものとなり、むしろ問題となってくるのは「業績達成へのコミットメント」と「業績達成によって得られる満足」との関係である。豊かさのアノミーの時代に生きる人間とは、「止み難い渴に永遠に罰せられている」人間ではなく、目標達成への手段が保証されているにもかかわらず、目標達成後にも充足感を得ることができない人間、いい知れぬ虚無とアンニュイに浸されて社会の中を「漂流する」(drift)人間であり、「醒めた人間」(detached person)である。

サイモンとギャグノンの提示する人間像は、彼ら自身も言及しているように、階級的にも限定されており、現代人一般にあてはめることは、できないだろう。だが現代社会の価値の問題に結びつく目標へのコミットメント、およびそれにもとづくパフォーマンス、それに対して与えられる社会的反作用の性格(偶然性、不可視性)、さらにそのようなサンクションが後続のパフォーマンスに与える影響(意味連関の不連続性)を多角的に見ていくことによって、もはや予定的には調和しえない社会の諸相に切り込むことはできるのではないかと考える。

フォーマンスをどのように認知するかという局面、さらに、(c)、行為者が自己の行動をどう判断しているかという局面を分析上区別し、これら三つの位相をクロスさせることによって初発のパフォーマンスの特徴を類型化することは可能である⁴³⁾。

さらに、制裁を受ける行動が、(ア)、単に特定の個人の利害や尊厳を侵害しただけなのか、(イ)、それとも特定の社会集団の存立構造をおびやかすようなものと判断されるか、およびその行動が、(ウ)、意図的に(「故意」に)遂行されたのか、(エ)、たまたま偶然に(「過失」によって)そのような結果を引き起こしただけなのか、によって、サンクションの内容は異なってくるし、制裁に対する行為者自身の反作用の様式も区別されるはずである。

デュルケムは犯罪を、個人の権利の侵害と、社会成員が尊重する価値体系の侵害とに区別しながらも、これら二種類の行動を、集合意識を冒瀆し從って刑罰の対象となるという共通項でくくることによって、同一次元の行動としてとらえてしまったが、にもかかわらず、彼には、犯罪が、集合意識を冒瀆することによって、逆に集合意識のもつ厳格性を緩和し、硬直化への傾向を阻止して、集合意識に新たな生気を吹き込むという認識があった⁴⁴⁾。

この場合、犯罪が果たしうるポジティブな機能は、典型的にはマートンのいう「非同調的行動」の果たす役割に該当するだろう⁴⁵⁾。とすれば、制裁によって禁止を命じられても、その否定的サンクションを積極的にはね返し、貼られたラベルに期待される行動のステレオタイプを否定する非同調者のパフォーマンスが、統制側の依拠している既存の秩序の構造を侵食していくプロセスもまた、インターフェクショニズムの流れをくむレイブリング論の扱うべき領域であるはずである。

43) 試論的に、(a), (b), (c)をクロスさせてみると、下表のようになる。

		行 動			
		遂 行		遂行なし	
		行動遂行に対する他者の認知			
		あ り	な し	あ り	な し
行る 為逸脱 自の 身判に 断よ	あ り	真の逸脱	隠れた逸脱	スティグマ	逸脱自称
	な し	非同調	同 調	誤った逸脱	

44) É. Durkheim, R. M. S., pp. 70-71.

45) R. K. Merton, "Social Problem and Sociological Theory," in R. K. Merton & R. A. Nisbet (eds.), *Contemporary Social Problems*, Harcourt Brace, 1961, pp. 727-737, 森東吾 他訳『社会理論と機能分析』青木書店, 1969, 324-336 頁。

46) 大村英昭は「スターの社会学」もまたレイブリング論のロジックで展開しうるとして、新人歌手形成にいたる興味ある例を提示している。(大村英昭、「今日のアノミー」, 『ソシオロジ』1977, No. 70, pp. 1-28. とくに pp. 6-8.)

47) É. Durkheim, D. T. S., p. XXXIX, 33 頁。

とかくレイブリング論が、他人指向型の人間像の上に論理を築いているとか、敗者の論理であるとかいった非難(誤解)を受けやすいのは、第一にはラベルを積極的に修復する可能性を有するパフォーマンスの側面をあまり考慮せず、どちらかといえば従順にセカンダリー・ディビアンスに向かう人々にのみ分析視点を限定してきたからであり、第二には、マイナスのサンクション、烙印としてのラベルの影響のみを扱ってきたからであろう。プラスのサンクション、褒賞としてのラベルの影響についての考察⁴⁶⁾、別の意味での「選ばれた人」の存在をも包摂した説明の体系を、レイブリング論は用意していかなければならない。

プラス=マイナスのサンクション、正常と異常との判定の問題は、単に「事実」の問題であるにとどまらず、すぐれて「価値」にかかる問題である。そして逸脱行動研究の領域はとりわけその問題に近いところにある。

現実の社会は多様な価値の葛藤の場であり、人々はその葛藤のなかで判断を重ねつつ生きているという事実、それゆえ、研究者もまた好むと好まざるとにかかわらず、何らかの価値規準を擁しているという事実を認識した上で、研究者は自らの研究分野において、葛藤にあえぎつつ生きる人間の姿を忠実に描き出し、しかも自己の価値理想を明確に概念化する責任、およびそれを自らの生きる社会に提示していく任務を負う。われわれはこのことを、理論と実践との安易な結合を拒否しつつ、「何がかくあるべきことがらであり、何がそうではないか」を科学的理性によって判定しようとしたデュルケムの態度⁴⁷⁾に学びながら、今日の逸脱行動研究に課せられた課題解決に向けて学的営為を進めよう。